

# 博士学位論文要旨集

内容の要旨および審査の結果の要旨

第 21 集

平成29年12月

二松學舎大学

## はしがき

この冊子は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条の規程による公表を目的として、平成28年度本学において博士の学位を授与した者の、論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を収録したものである。

## 目 次

学位の種類等	学位番号	氏 名	学 位 論 文 題 目	頁
博士（文学）	甲第52号	劉 瀟雅	隠者を巡る諸問題の研究	1
博士（文学）	甲第53号	青柳 まや	上代文学における婚姻・出生伝承に関する研究	13

## 博士学位（甲）論文審査報告

題	目	隠者を巡る諸問題の研究		
氏	名	劉瀟雅		
論文審査委員	主査	磯水絵	本学文学部教授	
	副査	多田一臣	本学文学部特別招聘教授	
	副査	小方伴子	本学文学部教授	
	副査	高橋久子	東京学芸大学教育学部教授	

### 論文内容の要旨

鴨長明は隠者として名を残し、『方丈記』・『発心集』を著わしている。また、後者には隠遁者の話を多く収録し、隠逸思想に関する文言も多く見出すことができる。

学位請求者は、博士課程前期を東京学芸大学に過ごし、国語学を学んだ後、2011年、本学大学院博士課程後期に進学、文学研究を志して、初めて鴨長明の作品に出会った。本論は、それ以来の研究成果である。

日中両国に、「隠者」という語は存在する。したがって、学位請求者はその語を当然認識していた。が、殊、中世文学研究者の使用する「隠者」という語の概念には違和感を覚えた。それが本論の出発点である。

その出発点の違和感（あるいは疑問といつてもよい）を学位請求者は本論の最初に置き、論を展開する。「隠者」という語の認識の相違から、日本の説話文学、特に『発心集』における隠遁者の話を中心として、中国の隠者および隠逸思想が、日本の説話文学、特に隠遁を扱う説話の中にどのように反映していったかについて論じようとした。

しかし、日本の中世における隠者、および隠者の類義語の用例を考察した結果、日本にも仏教的な要素を持たず、朝廷に仕えないことによって隠者と称される人物の存在があり、一方、中国においても一概には言えないことが明らかになった。中国の隠者も多面性を有し、体制に反抗する気のない隠者も多く見受けられたのである。

また、隠者、この語の語義と用法も歴史の進展に伴って変化し、隠者についての諸問題を解決するには、研究の前提として、隠者、およびその一連の類義語の歴史上における使用状況をも明らかにしなければならないと考えられた。そこで、隠者、および隠者の類義語の用例を明らかにしつつ、日中両国における隠者という語の示す共通点と相違点を、時代を追って検討することとなった。本論はその軌跡でもある。

なお、今後は日本の隠者像、および日本の中世前期に認識された隠逸思想を研究の基礎として、鴨長明と長明の著作、特に『発心集』の内容を改めて検討していくと考え、序文には長明の実像、および『発心集』にあらわれた隠逸に関する描写にも触れている。

本論文の構成は、以下の通りである。

## 【目 次】

凡例

序文

○長明の実像

○『発心集』について

第一編 「隠者」という語を巡る諸問題

はじめに

第一章 近代日本における「隠者」の語義の変遷について

第一節 「隠者」に関する先行研究の整理

第二節 近代における隠者像の変遷の軌跡を捉える

一 隠者研究の第一段階

二 隠者研究の第二段階

第三節 折口信夫の隠者像の出処

第二章 歴史上における「隠者」という語の使用状況について

第一節 中国の歴史文献から「隠者」の語義を見る

第二節 日本の歴史文献等から「隠者」の語義を見る

第三章 「隠者」の類義語の存在と用例の考察

第一節 「隠者」の類義語の存在

第二節 中国の歴史文献から「隠者」の類義語を見る

一 類義語の混用について

二 使用例の分析

第三節 日本の歴史文献等から「隠者」の類義語を見る

まとめ

第二編 日本中世の隠者像について

はじめに

第一章 日本における中国の隠者像

第一節 漢籍の伝来と当時日本文人の愛読書

第二節 漢籍に現れた隠者像

一 中国の正史に現れた隠者像

二 『世説新語』——竹林の七賢について——

三 『文選』——隱逸詩と陶淵明について——

四 『白氏文集』——白居易について——

五 閑適詩と山水詩

第二章 中世の隠者像

第一節 中世以前の隠者像

一 『本朝文粹』・『続本朝文粹』から中世以前の隠者像を見る

二 『懷風藻』等の漢詩から中世以前の隠者像を見る

第二節 中世の隠者像を模索する

まとめ

跋文／参考文献

本論文の内容は、以下の通りである。

## 【序文】

一般的に、日本の隠者は仏教信仰を持ち、俗世間から離れて山野などにくらす人であり、彼らは現世より後世の幸福を求める傾向にある。それに比して、中国の隠者は政治的な一面を有し、乱世や権力闘争を避けるために、あるいは仕官したいと思うような優れた君主を見出すことができないために身を隠し、機会が到来すれば積極的に政治に参加し、世の中を幸福へ導こうと考えている。その日中の隠者の概念の相違を、日本の中世の隠者、鴨長明を起点に考察を行う。

○長明の実像：現代における辞書・教科書・研究書中の長明は、歌人として認識されていることを指摘して長明の伝記研究に移行し、長明は歴史上、どのように認識されていたのかを、長明の名の記録された『明月記』、『源家長日記』、『吾妻鏡』等の文献史料、並びに文学作品を用いて考察し、その結果、現在、隠者の代表的な人物とされる長明は、生前隠者とは認識されていなかった。室町中期から、隠者と認識されるようになった。

○『発心集』について：『発心集』中の隠遁説話を考察し、鴨長明が描いた隠者の理想像および彼の隠逸思想を分析し、且つは書中に現れた隠逸に関する文句、たとえば、「大隱、朝市にあり」、「身は朝にありて心は隠にあり」等の儒教的隠逸概念を表す文句を検討し、特に慶滋保胤の『池亭記』の引用箇所等から、白居易の「中隱」思想との一致を指摘し、一方で、集中に登場する多くの遁世者が、後年、『扶桑隠逸伝』に隠者とされていることを紹介する。

「大隱」、「朝市」は元々中国の儒教的思想である。長明はそれを理解した上で、仏教的要素に置換し、彼特有の「隠逸観」を持つようになった。仏教説話中に現れる隠遁行為を「大隱」、「小隱」に分け、それにおそらく「中隱」の概念も取り入れて、市井に隠れる仏教信仰者は「大隱」、山林に隠れる仏教信仰者は「小隱」、俗世を離れるが人と交わる仏教信仰者は「中隱」と考えていた。

長明の隠逸行為、音楽と季節の風物を楽しみながら仏道を追究する生活は、彼が心中に憧れた「中隱」ではなかったか。

## 【第一編「隠者」という語を巡る諸問題】

はじめに：「隠者」は元来中国語であるが、現在、中国の『漢語大詞典』には「隠者」は立項されず、それに代わる語として「隠士」があり、「隠居して仕えない人」と解釈されている。一方、日本においては立項されているものの、その概念には小異がある。

『日本国語大辞典』の「隠者」の項には、「遁世した人。俗世間からのがれて、修行や思索にふけってる人。遁世者。隠士。よすてびと」とあり、さらに、「隠士」に対して、「俗世間との交渉を断って、ひとり暮らす人。また、そういう生活態度の人。隠者。世捨人」とするのに対して、『新明解国語辞典』「隠士」項には、「隠者の意の漢語的表現」とすると紹介する。つまり、日本の辞書に「隠者」は基本的に「隠士」と同一視され、同義語として認識されている。中国においては「隠居して仕えない人」、日本においては「俗世間から離れて遁世する人」を指すことになる。

第一章 近代日本における「隠者」の語義の変遷について：諸辞書に記される「隠者」の語義を一覧表にして考察を行い、現在、世間に認識されている隠者像と、中世の隠者像と

の間には差異が存在することを指摘し、その差異が生じた原因を究明するべく、日本の文学研究史を振り返る。

### 第一節「隠者」に関する先行研究の整理～第三節 折口信夫の隠者像の出処

近代の日本文学史研究において、1969年の中木紀人「隠者の範囲」までに発表された「隠者」に関する論文24篇、著書6冊を整理して表を作成し、「隠者研究の第一段階」として、「隠者」や「隠者文学」という文学的概念を提唱したのは折口信夫が最初であることを指摘する。折口は1927年に、「女房文学から隠者文学へ」という論文に、日本文学の担い手として隠者を挙げる。その隠者像は現在のものよりも、日本の近世、あるいは中国のものに近い。

その「隠者研究の第二段階」は、1941年、石田吉貞の『中世草庵の文学』にはじまる。彼は、「草庵人」、「草庵文学」の概念を提出し、1955年の『草庵文学論』に改めてそれを総括し、その後の「隠者」および「隠者文学」研究に大きな影響を与えた。彼に記された「草庵人」は、寂しき心と厭離隠遁思想によって草庵人になり、常に一人で草庵に住み、人との交際を避けるものである。

そして、現在の日本の一般的認識につながるのは、折口信夫より後出の、石田吉貞の認識、つまり、「草庵人」であった。

**第二章 歴史上における「隠者」という語の使用状況について：中国の歴史的文献中に、「隠者」という語を探り、その語を含む本文の調査を行った結果、用例が多く認められた文献には、正史・唐代の詩歌・明清時代の地理志の類が認められた。そこで、それらを抽出し、用例本文の分析を行う。**

**第一節 中国の歴史文献から「隠者」の語義を見る：**「隠者」の最古の用例は『論語』微子篇に遡るが、それ以来の『史記』、『後漢書』、『三国志』、『魏氏春秋』、『神仙伝』、『世説新語』、『晋書』、『南齊書』、『新唐書』、『風俗通義』、『揚子法言』、『高士伝』等に「隠者」の用例を探り、引用し、現代語に訳して解釈を試みる。

**第二節 日本の歴史文献等から「隠者」の語義を見る：**前節に対して、日本の文献に「隠者」の用例を探る。古辞書を調査した結果として、『新撰字鏡』等には「隠者」という語は見出せないが、鎌倉初期の写本である学習院大学図書館蔵十巻本『伊呂波字類抄』には収録が確認でき、室町時代以降になって普通に記載されるようになると指摘し、歴史的文献においては、古記録の『小右記』に1例、『中右記』に1例。説話集中においては、『続古事談』に2例、『古今著聞集』に1例、『雜談集』に1例が見出されるに過ぎないことを指摘し、さらにその内容を分析する。その結果、中国の古典文献に見える「隠者」と意味はほとんど変わらないと結論する。

**第三章 「隠者」の類義語の存在と用例の考察：**第一節、二節において、中国における隠棲する人の呼び方が单一ではなかったことを指摘し、類義語を紹介する。特に第二節においては、正史の列伝部に見える類義語の混用について考察し、用例の分析を行なう。その結果、全体から見て、中国においては、類義語のうち、「隠逸」は動詞であり、特定の人物を指す時には「隠士」が最も多く用いられ、「逸民」、「逸士」、「高逸」の用例は多くないことを明らかにする。

また、第三節は、日本の歴史的文献中に表れる「隠者」の類義語について、第一に、『漢語大辞典』と『日本国語大辞典』における「隠者」の同義語・類義語を対照し、次に日本

の中世における「隠者」の類義語の用例を、『撰集抄』、『江談抄』、『古今著聞集』等の説話集や、『玉葉』、『東閣紀行』、『日蓮聖人遺文』、『鎌倉遺文』等から抽出し、その用例を考察し、その結果、その類義語には「隠者」と同様、中国の隠者像と明確な差異は認められないことを指摘する。

## 【第二編 日本中世の隠者像について】

はじめに：第一編に「隠者」とその類義語について考察し、日本の中世には、「隠者」、「隠士」、「隠逸」の用例が存在し、その意味するところは中国のそれと変わらないことを確認する。しかし、現在隠者と認識されている中世の隠者たち、すなわち、西行、長明、兼好は、仏教徒としての立場にあり、無常観という思想を有し、その著作も「隠者文学」と称されて、上代や近世の隠者像とは異なる一群を形成し、中国の隠者との共通点も見出し難い。換言すると、つまりこの中世の隠者像は、近代の中世文学研究者たちによって描き出された隠者像である。そこで、第二編においては、中世、特に鴨長明が生きた鎌倉前期の隠者像を改めて明らかにする。

**第一章 日本人の眼に映った中国の隠者像**：日本においては、奈良時代から隠逸詩と見られる作品が『懷風藻』に現れる。その要因は、受容した漢籍にあり、閑適と隠逸思想を表す作品が、日本古代の文人に受容され、彼らの隠遁心理を啓発したからである。

**第一節 漢籍の伝来と当時の日本の文人の愛読書について**：『日本書紀』、『古事記』、『漢書』、『隋書』等から日中両国の交流の歴史を探り、『日本国見在書目録』に収録されている集部の書物、あるいは『御堂関白記』、『台記』等から中国より流入した漢籍を調べ、「第二節 漢籍に現れた隠者像」に、中国において時代を追って変化してきた隠者像が、日本においては一度に流入したために併存することとなり、その概念も多様化した状況を記す。中国の隠逸思想の発展は、魏晋南北朝時代を境として、南北朝以前、南北朝時代、南北朝以後の3段階に分けられ、中国の正史である二十四史に關わる。そこで、二十四史から日本の中世までのそれを抽出し、所謂隠逸列伝中に現れる隠者名を調査し、隠者列伝が『後漢書』以来独立すること等を指摘する。そして正史に現れた隠者像を、次のようにまとめた。

一、伝統的な知識人ではない隠者。彼らは最初から世を救うことを考えたことがなく、老荘思想により、自分の心に従って隠逸の生活を選ぶ。

二、伝統的な知識人の隠者。つまり、自分の知識と才能を用いて、世の中の人を救う教育を受けて育てられてきた人。このような人が、朝廷に出仕しない道を選ぶ主要な原因是、良い時代に遭わず、賢明な君主に会えないからである。

なお、二には、学間に専念する隠者、田園に憧れる隠者、それぞれの隠者が含まれる。

ところで、そこには、所謂近代日本の中世文学研究史上に現れる、たとえば、竹林の七賢人のような文人隠者は出てこない。伯夷、叔齊、許由、および竹林の七賢、陶淵明、白楽天といった人々は、正史のうちではなく、『文選』、『白氏文集』、『世說新語』等の文学作品から受容されたものである。当時の日本の文人に認識され、伝播した隠者像は、中国の史書に記される隠者の姿とは異なる。

そこで、次に「竹林の七賢」の阮籍・嵇康を隠者とする『世說新語』、隠逸詩、特に陶淵明、謝靈運の詩作が収録される『文選』および「中隱」と多くの閑適詩が収録され

る『白氏文集』について考察する。『世説新語』に反映する隠者像は、文学的才能を持ち、プライドが高い。また、世俗の礼節を気にせず、自由自在に生きる人物像である。

南朝の鐘嶧に撰された『詩品』に、「古今隱逸の宗」と称された陶淵明の作品は、『文選』に多く収録され、その中に彼は風流な文人として自由自在に優雅な隠居生活を送ったとあり、『文選』収録の「招隱」詩中の隠者も、山林の奥に暮らしていたとする。

『白氏文集』の作者白居易について言えば、彼は古代の日本の文人に愛され、特に、『発心集』の作者である鴨長明に多大な影響を与えたことは言うまでもない。彼は「中隱」を著し、低い官位の官職を勤めながら、隠居生活を送る楽しさを世人に伝えた。平安文人の作品に、「朝隱」、「吏隱」の描写があり、彼の影響も受けたことは自明である。さらに、彼の閑適詩および謝靈運の山水詩にも隠逸思想が表され、現在においても日本の研究者たちに注目されている。

このように、平安時代によく読まれた史書、『文選』、『世説新語』、『白氏文集』は、中国の隠者と隠逸思想を平安文人に広めた。日本における中国の隠者像は、主にそれらの文学作品から具体化されたと考えられる。総括すれば、次のようにまとめられる。

- 一、朝廷に仕えないことは隠者の元々の中心思想であるが、「朝隱」、「吏隱」のような隠逸方式も認められた。
- 二、隠者といえば、優れた文学才能を持つ品德の高い人物を指す。さらに、「竹林の七賢」、陶淵明をはじめ、多くの隠逸詩に反映される隠者は、山水や田園に住み、あるいは、遊ぶというイメージが強い。
- 三、仏教は中国の南北朝時代に広まり、唐代に発展し、寺院は山林に建てられるようになったと言われている。

謝靈運の山水詩や白居易の閑適詩に仏教的因素が見られ、中国の隠逸文学において、仏教要素をよく現出している。正史においても、仏教徒や道教徒が「隠者」や「隠士」と称される例が見られる。

**第二章 中世の隠者像**：本章においては、主に平安時代の文学作品を対象として、そこに見られる隠逸的要素について考察し、長明のあこがれた隠者の姿を捉える。

**第一節 中世以前の隠者像**：『本朝文粹』、『本朝続文粹』および『懷風藻』をはじめとする漢詩集から、関連した詩文を抽出し、考察を加えて、平安朝末期までの隠者像を考察する。日本の正史には隠者に関する記述は多くない。が、『日本書紀』、『続日本紀』、『日本後紀』には隠逸に関する描写を見出せる。日本中世以前の漢詩文から、中国の隠者像の受容状況を見ると、『本朝文粹』「幽隱」篇に、讒言によって隠退せざるを得ない憤懣と怒りを描く『菟裘賦』と、隠者が世の中に多く存在するために、朝廷は彼らを招請すべきであると描く『視雲知隱賦』が収録され、異なる角度から隠逸について記されている。

また、『文選』や『史記』から多くが引用され、その中に現れる観点は、中国の正史中の隠逸觀と基本的に一致する。『菟裘賦』には『維摩經』からの引用もあり、仏教的因素も取り入れられている。それ以外にも、隠逸文学としては、『池亭記』二篇が挙げられ、特に、慶滋保胤の『池亭記』には、「身在朝志在隱」とあって、彼は自分の「朝隱」生活について、白居易の『池上篇』のように記していることが指摘できる。『本朝続文粹』の賦、表、策にも、隠逸に関する文句が多く挙げられる。『本朝文粹』と『本

『朝続文粹』に収録されている文章は、多くは駢體文であり、官職を勤めた文人によって作成されたため、その立場によって制限され、その中に現れた中国の隠者は、基本的には正史に登場した隠者となっている。

漢詩集を見ると、『懷風藻』には、すでに「隱士」、「幽棲」、「大隱」、「朝隱」、「竹林友」等の用語が現れ、詩文の内容を分析すると、主に三つの角度から隠逸を論じている。

一 隠者の姿が現れたが、それは実は隠者を通じて、当時の朝廷、天子や権力者を称賛するためのものである。

二 隠士民黒人に著された二首の詩文。これは、隠者によって作られた隠逸詩である。

その詩には、自然に親しみ、詩を詠む楽しい隠居生活が描かれて、隠居というのは、俗世間から離れて山林に入るという状況であることが読者に伝わる。

三 隠居しない貴族文人は、余暇のある時に、俗事を離れて、自然に親しむ。詩文を通じて、隠逸への憧れを表す。つまり、「朝隱」、「吏隱」の状態についての叙述がある。

また、平安時代初期から末期までには、『菅家文草』、『経国集』、『凌雲集』、『扶桑集』、『本朝無題詩』に、さまざまな隠逸に関する詩文が挙げられる。平安初期の『経国集』と『凌雲集』に、「吏隱」の詩があり、平安中期の『扶桑集』には、「隠逸部」が設けられ、その中に、「無隱」の詩が見られて、良い時代には隠者が現れて朝廷に仕えると詠じる。それ以外は、ほとんどの隠逸詩が山林に関わる。つまり、漢詩集に現れる隠者像は、山林に住み、遊んで、自由自在な生活を送り、たまに寂しさを感じて悲しむ時もある複雑な人間像に描かれる。それは「竹林の七賢」や陶淵明、そして中国の多くの隠逸詩に反映される隠者像と共通する。

**第二節 中世の隠者像を模索する**：平安末期までの漢詩を考察した上で、本節に中世の隠者像を模索する。中世、特に鴨長明が生きた中世前期の文人に認識された隠者像は、平安時代の文人から伝わってきたものであるが、その中で、「山林」、「幽棲」のような用語が現れる隠逸詩には、仏教的要素もしばしば見受けられる。中国の隠逸文学にも仏教的要素は見られるが、作者は仏教徒ではないから、結局、それは作品中の一つの要素に止まり、文章の性質は隠逸文学のままで変わらない。それに比べて、日本における仏教は、奈良時代に始まった山林修行を継承し、平安時代に入ると人里を離れて山中に入り修行することが流行する。寺院の古文書はもちろん、六国史にも、「山林」という語は、常に寺院と仏教徒に対する叙述とともに現れる。

仏教と隠逸とに、交差点が現れた。それは「山林」である。

隠者は山林に住んだり、遊んだりする印象が強いと洞察して六国史を調査し、18例中12例も「山林」という語が寺院や仏教と関わって出てくることを指摘する。また、『懷風藻』に収録される釈智藏や釈道融の作品を紹介し、その内容が文人貴族によって著されたものと基本的に差異がないことを論じ、このような仏教的山林詩が、現在の日本における「隠者文学」の嚆矢に繋がると指摘する。第一編に行った中世文献・文学中の「隠者」およびその類義語の考察によって、中世においては、隠者像が多様であることを認識させる。

しかし、その一方において、『方丈記』、『発心集』および『徒然草』には、隠者の呼称が見当たらない。当時において、仏教徒は基本的に隠者と称されなかつたと推察でき

る。ただ、僧侶、特に儒教と道教に精通する学問僧の姿は、確かに隠者と重なり、後の日本人は、彼らを隠者として扱うことを理解する。中世の隠者、あるいは記載された隠者の数が少ないのは現実であるが、近世の『本朝遜史』、『扶桑隠逸伝』中に記される隠者を見ると、中世以前の人物が圧倒的に多く、現在、「隠者文学」の担い手として數えられるものは、中世においては西行、長明、兼好など、わずか数人である。それには中世の文学形式が軍記文学と仏教文学が中心となり、隠逸関係の話があまり記されていないことが原因の一つと考えられる。

**まとめ**：本論をまとめると、隠逸思想の発展史は長く、隠者に関する定義は、時代や個人によってそれぞれ異なる。現在、研究界においても、定説といわれるものに止まらず、さまざまな角度から隠者に関しては論じ続けられている。

時代を遡ると、中国においては春秋戦国時代から唐代まで、およそ1,500年にわたり発展してきた隠逸思想は、日本には7世紀に一気に伝來した。それ故に、奈良、平安時代までの歴史的文献と文学作品に現れた隠者像は多種多様で、中国の隠者の姿のほとんどが反映し、現在における隠者象との間には大きな差異が存在する。

また、日本においては、近世以前に隠者の伝記は編纂されなかった。そこで、古文書、古記録、および漢詩文から近世の文献まで、隠逸に関する描写を有するものを考察の対象としてきたが、「隠者」および「隠者」の類義語が表わすものは一貫せず、朝廷に仕えない人、山林に隠れる人、および僧侶、仙人等、さまざまな姿を示したが、それらは、中国における用例の考察の結果と一致する。

ただ、中国においては、儒教が国教として地位を揺るぎないものとしており、たとえ文人が道教や仏教を信奉していても、出家する人は少ない。学問僧は存在するが、世俗の文人の文学作品の数が圧倒的に多い。隠逸作品の中に、仏教的因素を取り上げられても、たとえば白居易であろうとも、その作者は儒者であると認識されて、全作品からすると、その中に反映する中心思想は仏教であることは少ない。

それに比べて、日本においては奈良時代から山岳仏教が流行し、僧侶の文学作品も『懐風藻』に収録されて、その中に表された仏教徒、特に学問僧の生き方と思想は隠者と重なり、これらの作品の内容を見ると、僧侶の作品でありながら、儒教および老荘思想を反映し、無常思想を中心とするものではない。しかし、僧侶と隠者とは類似するイメージが生じ、後の隠者に対する判断にも影響を与えたと考えられる。

中世に入り、末法思想が広まり、仏教徒は非常に多くなるが、近世の隠者伝記や現在の認識によると、隠者と認められる人はわずかであり、すくなくとも一般の仏教徒は、隠者とされず、山林に隠れる仏教徒と再出家の僧侶、つまり、人と深く交わらない人は隠者として認められる傾向にある。ただ、隠者の類型の多様性は、近世までも変わらなかった。

隠者に対するイメージを一気に変えさせたのは、近代における日本文学の研究者である。1927年、折口信夫がはじめて「隠者」という語を使って、文学の担い手を称した時に、隠者の姿はまだ「制度外」、「社会外」、「自由」のように述べられ、彼が「隠者」と称する人は、元々下級貴族や貴族子弟である人が多く、学問知識を身につけ、新しい文学様式や文学言語を作り出す人であった。貴族や武家の家に出入りして、顧問や先生等のような仕事をして生活する。あるいは擁護者から生活費用をもらう。基本的に生活は困らない状態で、文学に専念できる人であった。1941年、石田吉貞は『中世草庵の文学』に「草庵

人」と「草庵文学」の概念を提出し、1955年の「草庵文学論」に改めて総括し、寂しき心と厭離隠遁思想によって草庵人になり、常に一人で草庵に住み、人との交際を避けた「草庵人」の姿を描いた。その後、1970年頃まで、「隠者」を論ずる時には、基本的に石田吉貞の草庵人のイメージが強くなった。

1968年、石田吉貞の『隠者の文学—苦悶する美』が出版される。その中に、「隠者」および「隠者文学」の語を用い、折口信夫の「隠者文学」を「広義の隠者文学」とし、範囲が広すぎるため、「隠の生命力がみずからを表現した文学」こそが眞の隠者文学とした。隠者文学の担い手である「隠者」についても、「隠者詩人」、即ち「山林草庵に隠れた隠遁者にして、しかも優れた文学的才能を持つもの」とした。この時の隠者像はもうすでに折口が提出した時のもの、近世までの隠者像とは、本質そのものが変化し、日本の現在の隠者像に繋がっていく。

時代の発展に伴い隠者に対する定義は変わってきたが、隠者の範囲は実は最初より広くなってきた。もちろん、研究の便宜によって、その範囲を縮小したり、限定したりするのはよいが、その結果は、一般人の認識に影響するまでに及ぶのには疑問を呈する。

今後の研究の中心は長明の研究に戻すが、日本の隠者像および日本中世前期に認識された隠逸思想を研究の基礎として、鴨長明と長明の著作、特に『発心集』の内容を改めて検討していくと考える。『発心集』中には、仏教徒の遁世譚以外に、貴族の発心譚や数奇人の話が収録されている。今まで、その中の内容を一話ずつ検討してきたが、これからもこの作業を継続して、他の作品中に収められている『発心集』説話の同話・類話と比較しながら、改めて『発心集』の性格を捉えていく。

また、真字本『方丈記』に関する考察も継続する。『方丈記』は広本と略本の二系統に分けられ、略本には、真字本、長享本と延徳本が知られている。各諸本中、真字本を研究対象として取り上げることは少ないが、学位請求者は、真字本を参考に『方丈記』を中国語に訳し、真字本『方丈記』の性格を改めて考察していきたいと考えている。

### 審査結果要旨

本論文は、二編五章、400字詰め原稿用紙550枚を超える労作である。

冒頭に記したように、学位請求者は博士課程前期を東京学芸大学に過ごし、国語学を高橋久子教授の元で学んだ後、2011年に本学大学院博士課程後期に進学、日本の古典文学研究を志した。後期課程に5年在籍している。それは、中国人である学位請求者の言わば誠実さを顧し、日本の古典文学へ真摯に対峙した結果である。本来であれば、学位請求論文の内容から記すべきであるが、殊、留学生の論文、それも古典を扱ったものの場合、3年では難しい。否、5年でも難しかった。その困難のなかで、とにかく550枚を超える論文を書き上げたことは、第一に評価されるべきかと考える。

さて、本論文は、古辞書等を博士課程前期で学んできた学位請求者の特徴をよく表しており、「隠者」という語に注目するところから始まる。それは中世文学を講ずる審査者にとって気付かない盲点であった。わかっていると思い込んでいた。ところが、中国人の当該者にとっては、近代の文学史研究中に用いられるこの語の理解ができなかった。

そこで、人文学会、中世文学会における二度の口頭発表において、国語としての「隠者」の意味するところの変遷史を逸脱する近代の研究用語について問題提起し、論文化に及んだ。「隠者」という語は、結論から言うと、近代まで漢語としては幾多の変遷は経っているものの、ぶれない単語であって、その意味合いは日中両国の間においても理解できる範囲で変化してきたものであった。

それが一挙に当該者が戸惑うような意味合いに変化したのは、1941年、石田吉貞の『中世草庵の文学』以来のことと、「隠者文学」という用語を中世文学研究者が好んで扱うようになってからのことであると当該者は指摘する。中世文学の担い手として「隠者」を取り上げた嚆矢は、実は石田より先行する1927年の折口信夫にあると当該者は指摘するが、その折口の論を塗りつぶすように、石田の論が学会を席巻していったということである。この指摘は衝撃的で、審査者一同も折口には気付いていなかった。そうした丁寧な研究史の追跡、その一事の指摘を探っても、本論には価値が認められるといってよい。

そうして、その事が起因となって、本論は企画された。

「隠者」という語は、一見自明な語のように思われるが、その嚆矢を、中国、日本それぞれに追っていくと、中国における語の変遷が、ある時点で日本に一度に将来され、多種多様な概念が流入する。本論は、それを言わばブルドーザーのようにすくいあげ、うねりのように論じていく。したがって、網羅することを意図するから、どうしても各論が弱く、そこには見直すべきところも多々あるから、このままでは乱暴な論と指摘しなければならないが、ここを出発点として、各論を正し、研究を深めていく上には、方向は間違っていない。中世文学研究者の蒙を啓いてくれたことに感謝し、今後に期待する。

本論の大部分は、日中の諸文献から「隠者」の語義を調査する、所謂研究調査に当てられていて、その部分に新見は認められないが、「隠者」という語を有する『論語』微子篇以来の諸文献、たとえば、『史記』、『後漢書』、『三国志』、『魏氏春秋』、『神仙伝』、『世説新語』、『晋書』、『南齊書』、『新唐書』、『風俗通義』、『揚子法言』、『高士伝』等に見える用例を抽出、引用し、現代語にして解釈を試みるという営みは、長大な時間をしている。その営為に対して実りは必ずしも多くないが、それは徒労ではなく、言わば確認であり、研究の基礎に当たる。

学位請求者は、その営みに続けて、日本の文献に「隠者」の用例を探っていく。

古辞書を調査した結果として、『新撰字鏡』等に「隠者」という語は見出せないが、鎌倉初期の写本である学習院大学図書館蔵十巻本『伊呂波字類抄』には収録が確認でき、室町時代以降になって普通に記載されるようになると指摘する。

歴史的文献においては、古記録である『小右記』に1例、『中右記』に1例。説話集中においては、『続古事談』に2例、『古今著聞集』に1例、『雑談集』に1例が見出されるに過ぎないことを指摘、さらに内容を分析した結果は、中国の古典文献に見られる「隠者」と、その用法はほとんど変わらないと結論する。

そうして、日本における「隠者」の用例の少なさに注目し、その営為をさらに類義語に拡大していく。

中国においては、隠棲する人の呼び方が单一ではなく、特に正史の列伝部には類義語の混用が指摘された。そこで、用例の分析を行なった結果、中国では類義語のうち、「隠逸」は動詞として用いられ、「隠士」は特定の人物を指す時に最も多く用いられたこと、「逸

民」、「逸士」、「高逸」の用例は多くないこと等を明らかにする。

これを再び日本における「隱者」の類義語と照合するために、今度は日本の中世における「隱者」の類義語の用例を、『撰集抄』、『江談抄』、『古今著聞集』等の説話集や、『玉葉』、『東閣紀行』、『日蓮聖人遺文』、『鎌倉遺文』等から抽出し、用例を考察した結果、類義語にも「隱者」と同様に中国の隱者像と明確な差異は認められないことを指摘する。

以上のように、学位請求者は、自分の納得のいくまでの調査を行い、「隱者」という語の変遷史を確認した上で、それと区別して考察されるべき近代の中世文学研究者の使用用語を理解するに至る。言うならば、ここからが当該者の新の研究の始まりであると言えるが、ここまで階梯も、十分に意義がある。審査員は、本論文が「博士（文学）」（甲）を授与するに相当するものと全員一致で認定するものである。



## 博士学位論文審査報告

題 目：上代文学における婚姻・出生伝承に関する研究

氏 名：青柳まや

論文審査委員：主査 多田一臣 本学文学部特別招聘教授  
副査 磯 水絵 本学文学部教授  
副査 野間文史 本学文学部特別招聘教授  
副査 吳 哲男 相模女子大学名誉教授

### 論文内容の要旨

本論文「上代文学における婚姻・出生伝承に関する研究」の主要な論点は、上代文学に記された婚姻・出生伝承を読み解くことで、各文献が婚姻・出生伝承の記載を通じて、テキストの中で描き出そうとする世界観を明らかにし、さらに婚姻・出生伝承を鳥瞰的に見ていくことで、婚姻・出生伝承を文学史的な流れの中で捉えようとするところにある。

『古事記』や『日本書紀』、また『風土記』や『日本靈異記』といった上代の文献には、数多くの婚姻・出生伝承が記されている。たとえば、『古事記』に記されたイザナキとイザナミの婚姻による国生みや神生み、『日本靈異記』に記された異類婚姻譚や異常出生譚などがそれにあたる。

さらに、『万葉集』においても、采女である安見児を妻に得た藤原鎌足の喜びの歌（巻二・九五）や、桜児や縵児といった女性を巡る妻争いの歌（巻十六・三七八六～三七九〇）など、婚姻に関連した歌が複数見られる。

こうした中で、本論文が上代文学における婚姻・出生伝承の研究を目指そうとするのは、婚姻・出生伝承を記すことが、各文献の個別性を超えた、上代文学を貫く大きな流れとなっているからである。複数の文献に記された多くの婚姻・出生伝承の存在は、婚姻・出生を語ることが、古代の人々の文学的な営為にとって、主要な主題と成り得たことを示している。それゆえ、婚姻・出生伝承を読み解くことは、上代文学を研究する上で重要な役割を果たすことができると考えられる。

一方、一つの文献にとらわれることなく、広く上代文学に記された婚姻・出生伝承を読み解くことは、そうした伝承の歴史的な流れや変遷を明らかにし、それによって古代の人々の世界像の一端を解き明かすことにもつながっていく。

上代文学における婚姻・出生伝承は、これまでにも、古代の人々の婚姻形態や婚姻の習俗、あるいは婚姻の歴史的発展を探ろうとする歴史学的な立場から、高群逸枝氏をする研究者によって、多くの業績が積み重ねられてきた。また、文学研究の側からも、個別の文献や伝承、あるいは氏族の系譜などをめぐって、これまた多くの成果が生み出され

てきた。

とはいって、個別の文献や伝承、あるいは特定の話型を超えて、広く上代文学に記された婚姻・出生伝承を見渡した研究は、これまでほとんど存在しなかったといえる。

こうした状況を踏まえ、本論文では、先行研究の成果を咀嚼しつつ、上代文学に記された婚姻・出生伝承を文学研究の立場から解釈し、その上でそれらの伝承が記された意図や、それらの伝承が生み出されることになる根源的な仕組みを明らかにしようとしている。それぞれの伝承を、個別の要素の分析によってではなく、広く婚姻・出生伝承全体の中において捉えることが、本論文の中心となるべき研究目的とされている。

もとより、『古事記』上巻の神生みをはじめとして、各天皇の婚姻記事など、上代文献に記された婚姻・出生の伝承は数多く存在し、全ての伝承を網羅的に取り上げることは、実際上なかなか難しい。そこで、本論文では、主要な上代文献の中から、王権神話に関する婚姻や、異類婚姻譚、異常出生譚など、最も重要と考えられる伝承を選択し、考察を加えている。

具体的には、『古事記』、『日本書紀』、『風土記』、『日本靈異記』の婚姻・出生伝承及び、『万葉集』卷第十六に見える婚姻関連歌を合わせて、十三の伝承が取り上げられている。

本論文の構成は、以下の通りである。

## 序章

第一章　『古事記』、『日本書紀』神代記事に見える婚姻・出生伝承について

　第一節　オホヤマツミに関する考察

　第二節　天孫の母——ヨロヅハタヒメに関する考察——

第二章　『古事記』、『日本書紀』人代記事に見える婚姻・出生伝承について

　第一節　大后ヒバスヒメ——『古事記』垂仁天皇后に関する考察——

　第二節　マトノヒメの死——『古事記』垂仁天皇条、マトノヒメ説話に関する考察

　第三節　童女君の出産『日本書紀』——雄略天皇元年三月是月条に関する考察——

第三章　『風土記』に見える婚姻・出生伝承に関する考察

　第一節　『播磨国風土記』賀古郡、比礼墓説話に関する考察

　第二節　『肥前国風土記』松浦郡条、褶振説話に関する考察

　第三節　『常陸国風土記』那賀郡条、晡臥山説話に関する考察

第四章　『日本靈異記』に見える婚姻・出生伝承について

　第一節　仏舍利を握った娘——中巻第三十一縁に関する考察——

　第二節　ヨロヅノコの死——中巻第三十三縁に関する考察——

　第三節　舍利菩薩の誕生——下巻第十九縁に関する考察——

　第四節　石の出生——下巻第三十一縁に関する考察——

第五章　『万葉集』卷第十六に見える婚姻関連歌について

　嗤われる婚姻——『万葉集』卷第十六・三八二一番歌に関する考察——

終章

序章においては、本論文の研究目的と研究方法を述べ、婚姻・出生伝承を研究する意味、本論文が用いる研究方法について確認している。さらに、本論文の目的が、婚姻・出生伝承の記載を通じて、各テキストが描き出そうとする世界観を明らかにすること、また婚姻・出生伝承を文学史的な流れの中で捉えようとするところにあることが述べられている。

続けて、本論文において取り上げた『古事記』、『日本書紀』、『風土記』、『日本靈異記』、『万葉集』卷十六について、それぞれの文献の概要を記した上で、これらの文献を、本論文において取り上げる意味について確認している。

さらに、本論文の構成について述べ、第一章から第五章の概要を示す。ここでは、各論同士のつながりについて、それぞれの文学作品が、断絶した閉じられた世界として成立しているわけではなく、同時代、あるいは前時代の文学作品との関わりの中で成立していることが指摘されている。

第一章「『古事記』、『日本書紀』神代記事に見える婚姻・出生伝承について」においては、神話に見られる婚姻・出生伝承のうち、皇統と密接な関わりを持つオホヤマツミとヨロヅハタヒメの婚姻・出生伝承を取り上げ、『古事記』と『日本書紀』における二神についての記述の差異や、それぞれの書の特質を明らかにしている。

第一節「オホヤマツミに関する考察」においては、従来の研究では積極的に論じられてこなかった『日本書紀』におけるオホヤマツミの姿を明らかにすることで、『古事記』における神格との違いを、オホヤマツミの性別や婚姻形態の差異に注目しながら考察している。従来の研究において、解釈の中心とされてきた『古事記』に見えるオホヤマツミの神格や姿が、『古事記』『日本書紀』に共通するものではなく、主に『古事記』の記述によってなされていること、『日本書紀』のオホヤマツミには、イザナキ、イザナミとの親子関係や、出雲系神話との関わりが見られず、山の神の代表としての姿も希薄であることが明らかにされている。

また、オホヤマツミをイザナキ、イザナミの間に生まれた男性の山の神とする『古事記』に対し、オホヤマツミを系譜不明の地上の女神とする『日本書紀』第九段本文では、オホヤマツミの持つ婚姻の役割が異なっていることを指摘する。オホヤマツミは『古事記』では男系的な婚姻の形態を、『日本書紀』第九段本文では母系的な婚姻の形態をとっており、オホヤマツミを女神とする『日本書紀』本文の記述の方が、『古事記』に対し、より古い系譜や婚姻の形態を有している可能性を指摘している。

第二節「天孫の母——ヨロヅハタヒメに関する考察——」においては、タカミムスヒの娘で、アマテラスの子のオシホミミと婚姻し、天孫ホノニニギを出生したヨロヅハタヒメの神格や特徴を、『古事記』、『日本書紀』の記述のありかたを通じて明らかにしている。

ヨロヅハタヒメは、『古事記』においてはヨロヅハタトヨアキツシヒメ、『日本書紀』第九段本文においてはタクハタチヂヒメと呼称され、『日本書紀』第九段の一書においても、多くの異名が記されている。本節では、こうしたヨロヅハタヒメの様々な神名が、アマテラスを主宰神とする天孫降臨神話の系統と、タカミムスヒを主宰神とする神話の系統において、どのような出現の仕方をしているのかについて考察を加えている。それによって、複数存在しているヨロヅハタヒメの神名のうち、『古事記』のヨロヅハタトヨアキツシヒメのようなヨロヅハタ系の神名はアマテラス系の神話に、『日本書紀』第九段本文の

タクハタチヂヒメのようなタクハタ系の神名はタカミムスヒ系の神話に、それぞれ出現が分かれており、ヨロヅハタ系とタクハタ系では、属する神話の系統が異なることが明らかにされている。

以上のように、第一章では、母系から父系への歴史的な流れや、現行の皇統譜の成立、あるいはアマテラスを最高神とする新たな世界像の生成が、『日本書紀』とは異なる『古事記』におけるオホヤマツミやヨロヅハタヒメの神格を生成する動機となったことが述べられている。

さらに、歴史的推移や王権のシステムの変換の中で、たとえば、本来はイザナキ、イザナミの子ではなかったオホヤマツミが、『古事記』においては、二神の婚姻の結果生まれた子とされるように、婚姻や出生伝承は、もともと別の系統であった神と神とを血縁で結合し、新しく生まれ変わらせる手段としても機能していることを明らかにしている。

第二章「『古事記』、『日本書紀』人代記事に見える婚姻・出生伝承について」においては、『古事記』中巻及び『日本書紀』雄略天皇条に記された、天皇に関わる婚姻・出生伝承を取り上げている。ここでは三つの伝承を考察し、その分析を通じて、『古事記』と『日本書紀』における記述の差異や、神話の話型との相違、また、それぞれの婚姻が描かれた意味を明らかにしている。

第一節「大后ヒバスヒメ——『古事記』垂仁天皇皇后に関する考察——」においては、垂仁天皇の皇后であるヒバスヒメの婚姻の意味や、ヒバスヒメが持つ役割について考察している。

『古事記』は垂仁天皇の二番目の皇后であるヒバスヒメを「大后」と呼称し、前皇后であるサホビメを「后」と呼称することで、二人の皇后の間に差を設けている。本節では、こうした差異が現れる意図を、「大后」の呼称の持つ意味、またそれぞれの女性の出自などから考察し、その上で、ヒバスヒメが『古事記』タジマモリ説話において、タヂマモリに「ときじくのかくの木の実」を天皇と等量を奉られるなど、天皇に準じる役割や地位を与えられていること、一方、『日本書紀』においては、ヒバスヒメが天皇よりも先に亡くなることで、ヒバスヒメにそうした役割が与えられていないことを指摘している。

さらに、サホビメがカスガノタケクニノカツトメを祖に持つ母系的な要素を有し、旧秩序的なヒメヒコ制のヒメであるのに対し、ヒバスヒメは、現行の皇統譜に大きな影響を与えたとされる息長氏系の出自であることを、『古事記』の系譜記事によって確認し、『古事記』においては、ヒバスヒメに対する称揚が、サホビメの死に象徴されるヒメヒコ制の終焉と表裏の関係にあることを明らかにしている。

第二節「マトノヒメの死——『古事記』垂仁天皇条マトノヒメ説話に関する考察——」においては、マトノヒメの死を、類似する話型を持つ『古事記』上巻のイハナガヒメ神話との比較を中心に考察している。

マトノヒメ説話は、婚姻した女性が、醜さを理由として男性によって親元に返送されるという点で、イハナガヒメ神話と同じ展開をとる。しかし、マトノヒメ説話においては、イハナガヒメ神話に見られた醜い女性に対する「見畏む」という恐怖の念が排除され、それによって、醜い女性の靈威が失われていることが明らかにされている。また、マトノヒメ説話では、イハナガヒメ神話と異なり、婚姻の失敗が婚姻を断った男性の側ではなく、

女性側の死に帰結している点で、大きな相違が見られることを指摘する。このように、マトノヒメ説話においては、イハナガヒメ神話の話型を利用しながらも、神話的な世界を描出することが志向されではおらず、神話が人代の物語として相応しいものに書き換えられていることが明らかにされている。

第三節「童女君の出産『日本書紀』——雄略天皇元年三月是月条に関する考察——」においては、『日本書紀』雄略天皇条に記される雄略天皇と童女君の婚姻を取り上げ、主に、同じ一夜孕み譚であるコノハナノサクヤビメ神話との比較を中心に、考察が加えられている。

本節では、童女君の伝承がコノハナノサクヤビメ神話のような一夜孕み譚の話型を利用しながらも、子の正当性の証明を童女君自身の行為として描いていないこと、また、童女君説話においては、子であるカスガオホイラツメ皇女の血の正統性の証明が、母である童女君ではなく、雄略天皇の忠臣である物部目大連によって行われることで、子の正統性の証明に、目大連の役割が付与されていることを述べ、本説話と神話的世界との隔たりについて明らかにしている。

さらに、『日本書紀』に記された童女君の伝承が、『古事記』においては一切見られず、カスガオホイラツメ皇女の出自も明らかにされることで、『日本書紀』に記される、和珥氏の皇妃との婚姻の繰り返しにもとづく母系による皇統の連續性を、『古事記』が排除していることを指摘している。

第二章で取り上げた、ヒバスヒメ、マトノヒメ、童女君の三つの伝承においては、古い価値観や神話の話型を解体、再編して利用することで、新しい世界観を創生しようとしている点に共通性が見られることが指摘されている。また、マトノヒメや童女君の説話に見られたように、『古事記』や『日本書紀』では、神代と人代とが完全に断絶してはおらず、神話の話型がモデルチェンジされながら、人代の物語を語り出す手段として機能していることが明らかにされている。

第三章「『風土記』に見える婚姻・出生伝承について」においては、各国『風土記』のうち三つの伝承、すなわちいずれも巫女的な性格を持つ女性の婚姻に関わる『播磨国風土記』の比礼墓説話、『肥前国風土記』の褶振説話、『常陸国風土記』の晡臥山説話を取り上げている。

第一節「『播磨国風土記』賀古郡、比礼墓説話に関する考察」においては、景行天皇と印南のワキイラツメの婚姻伝承を取り上げる。ここでは、比礼墓説話に記された景行天皇の妻問い合わせの行程そのものが、播磨の在地的な信仰や祭祀を解体し、播磨の地を天皇の天下に取り込む役割を持つことが明らかにされている。

さらに、『播磨国風土記』と『古事記』『日本書紀』におけるワキイラツメの描かれ方の違いにも注目している。これらの書には、『播磨国風土記』に記される景行天皇による妻問い合わせの伝承が、『古事記』『日本書紀』には描かれず、逆に『古事記』『日本書紀』に記されるヤマトタケルを始めとするワキイラツメ所生の皇子の存在が、『播磨国風土記』では描かれていないという違いが見られる。同じ人物に対して、このような伝承の差が生じた意味を明らかにするために、本節では、比礼墓説話を『古事記』『日本書紀』所収のワキイラツメの系譜記事とを比較している。

その比較を通じて、『播磨国風土記』におけるワキイラツメが、在地のヒメヒコ制首長であるキビヒコ、キビヒメ兄妹のヒメから生まれた、巫女的要素を有する女性として描かれているのに対し、『古事記』『日本書紀』におけるワキイラツメは、皇族を親に持つ皇后として描かれるという違いがあることを指摘している。さらに、それぞれの書におけるワキイラツメの役割の違いを、ワキイラツメの出自や、天皇との婚姻の意味合いの違いという点から考察することで、『古事記』『日本書紀』においては、皇族出身の皇后とされているワキイラツメへの妻問いが描かれる必要のなかったこと、その反対に『播磨国風土記』においては、ヒメヒコ制や在地の祭祀の終焉を描く目的から、ワキイラツメ所生の皇子の誕生を描く必要がなかったことが述べられている。

第二節「『肥前国風土記』松浦郡条、褶振説話に関する考察」においては、正体不明の男が女の許に通う三輪山型の神婚説話で語られるオトヒヒメコと蛇の異類婚姻譚について考察している。褶振説話は、三輪山型の神婚伝承でありながら、子供の出生が描かれず、物語がオトヒヒメコの死と墓に帰結する特異な展開を取る。

本節では、褶振説話がオトヒヒメコの死に帰結する意味を考察することで、本説話が神婚の話型を用いながらも、神話的世界を志向してはおらず、巫女的な女性であるオトヒヒメコと蛇神の婚姻の失敗を描くことで、土着的な蛇神信仰の終焉を語っていることを明らかにしている。

第三節「『常陸国風土記』那賀郡条、晡時臥山説話に関する考察」においては、褶振説話と同じく、三輪山型の神婚説話で語られる晡時臥山説話について考察している。晡時臥山説話においては、ヌカビコ・ヌカビメ兄妹の妹ヌカビメに、正体不明の男が通って求婚し、男と婚姻したヌカビメは一夜にして懷妊して、小さな蛇を生んだとされる。後に、この蛇の父は、天にいることが明らかになるが、本説話においては、この蛇が神聖な氏族の始祖としては描かれず、母であるヌカビメによって、祭祀を中断され、生地より退去させられ、さらには天に昇る力を失うという展開を取る。

本節では、蛇神への信仰、祭祀がヌカビメの行動によって引き起こされていること、また、ヌカビメの子である蛇がヌカビコを殺すことによって、ヒメヒコ制が崩壊させられていることを指摘する。その上で、本説話が蛇神信仰や巫女という旧秩序的な存在を、その文脈において、登場人物の自主的な行動によって終焉させていることを明らかにしている。

第三章で取り上げた『風土記』の三つの説話においては、いずれの場合においても、本来的な婚姻譚としての話型が変形されて語られており、それが、蛇神信仰の破棄や巫女的な女性の死といった、新たな世界観の構築のために利用されていることが確認されている。

第四章「『日本靈異記』に見える婚姻・出生伝承」においては、『日本靈異記』に記された婚姻・出生の伝承のうち、中巻三十一縁、中巻三十三縁、下巻十九縁、下巻三十三縁の四つの説話を取り上げる。この四つの伝承は、いずれもそれまで血縁や地縁で語られてきた、氏族の始祖伝承や在地的な神婚伝承が、仏教説話として読み替えられ、改編されている点で共通する。

第一節「仏舎利を握った娘——中巻第三十一縁に関する考察——」においては、老夫婦が仏舎利を握った女子を出生するという異常出生譚について考察している。本説話は、丹生直弟上という人物が、仏塔の建立を発願するものの、長年実現出来ずに年を過ごすうち、

弟上七十歳、妻六十二歳の時に、左手を握ったままの女子が生まれ、後にその女子が手を開くと、中に仏舎利があったとする内容をもつ。

本説話においては、異常出生した女子自体は活躍せず、あくまでも仏舎利の感得という奇跡を生じさせるための装置として登場していること、本説話が志向するのは、神の子としての女子の血筋を繋ぎ、丹生氏の血の優越性を説くことではなく、説話解釈の部分に見られるように、弟上という一個人の信仰の強さを描き、信仰の力を説くところにあることを明らかにしている。

さらに、本説話においては、仏塔の建立が、仏舎利の出現に歓喜した人々が組織した講によってなされている点から、仏教が律令国家の成立によって解体された共同体になり替わる、新たな社会集団を出現させる力を有していたことを指摘している。

第二節「ヨロヅノコの死——中巻第三十三縁に関する考察——」においては、三輪山型の神婚説話でありながら、先の第三章第二節の褶振説話のように、女の異常な死に収束する説話について考察している。本説話では、オトヒヒメコという女性のもとに正体不明の男が通うが、初夜の晩にオトヒヒメコは喰われ、翌朝寝室を訪ねた親によって、死骸の一部が発見される。このように、本説話は神婚説話の話型で語られながら、子の出生が語られず、オトヒヒメコの無惨な死に帰結しているところに特徴をもつ。

本節では、オトヒヒメコの婚姻の意味を考察することで、本説話が神婚の話型を利用しながらも巫女的女性の死を志向していること、また本説話が土着的な信仰の世界や神婚の伝承を否定的に取り込み、仏教的思想から読み替えることで、新たな仏教説話を創生していく営みの過程であることを明らかにしている。

第三節「舍利菩薩の誕生——下巻第十九縁に関する考察——」においては、肉塊の中から生まれた異形の女子に関わる異常出生譚について考察している。本説話は、肉塊から異形の女子が出生し、女子はその容姿から猿聖と嘲笑されるが、後に高僧らとの問答にも勝利し、人々に舍利菩薩と呼ばれて帰依されるようになるとする内容をもつ。本説話において、説話集の編者景戒は、『賢愚経』の「蘇曼女十子品」、『撰集百縁経』の「百子同産縁」ともがらを引き、本説話の女子をこの二つの話の「善き類」と評している。

このように、本説話では、異常出生や異常成長、あるいは通過儀礼的な要素など、神話的な思考が、景戒の解釈のフィルターを通過することで、天竺における阿羅漢の出生譚と同質な話に読み替えられている。本節においては、本説話が、土着的な信仰の世界や先行する仏典の世界を取り込み、改編し読み替えることで、今眼前に存在する現実の民衆教化の場に適した新たな仏教説話として生成されていることが明らかにされている。

第四節「石の出生——下巻第三十一縁に関する考察——」においては、未婚の女性による二つの石の出生を語る異常出生譚を取り上げている。生まれた二つの石は方形で、後に隣の郷に祀られる神の子であることが語られる。

本節では、神聖な神の子の出生が、共同体の始祖伝承としては機能しておらず、また、神婚によって生まれた子供が、石そのものである点に注目し、考察が進められている。そこから、本説話が神婚と異常出生の話型を用いながらも、始祖伝承としては機能しておらず、神話的世界を志向してはいないこと、また本説話がそれまで個々の共同体レベルで語られてきた始祖伝承としての神婚譚を、個別の共同体的な基盤から切り離し、新たに「日本」という枠組みの中で捉え直そうとする意味をもつ営みであることが明らかにされてい

る。

第四章で取り上げられた四つの説話は、それぞれ異なった話の筋を持ち、多様な展開を見せている。しかし、女子による仏舎利の感得も、ヨロヅノコの異常な死も、あるいは卵生型の異常出生や、未婚の女性による石の出生も、『日本靈異記』の中においては同じ仏教の真理を説く説話として等価であり、いわば仏教的な世界像によって均質化された価値観の中で語られていることが指摘されている。

第五章「『万葉集』卷第十六に見える婚姻関連歌について」においては、「嗤われる婚姻——『万葉集』卷第十六・第三八二一歌に関する考察——」と題し、『万葉集』の婚姻関連歌が取り上げられている。三八二一歌は、児部女王という人物が、高姓の「美人（貴人）」の求婚を受け入れず、下姓の醜男の婚姻を受け入れた尺度の娘子の婚姻を「愚」と歌った嗤笑歌であり、それゆえ古代人の婚姻に関する考えを示す一例とする。

本章においては、三八二一歌を『万葉集』に見られる他の嗤笑歌と比較することで、本歌が他の『万葉集』中の嗤笑歌とは異なり、相手の身体的な欠陥を笑った歌ではないこと、また、本歌が『万葉集』において女が女を嗤った最初の歌であることを指摘する。

さらに、尺度の娘子の婚姻が笑われた意味を考察することで、古代人の婚姻観や世界観の一端を明らかにしている。その上で、古代の婚姻においては、より良い条件の相手を選ぶことが社会的な常識であったこと、常識的行為から外れた者は、「愚」という評価が下されたこと、古代においては、婚姻が男女二人の秘められた関係ではなく、常に他者に晒され評価の対象となる対外的な要素を有していたことを指摘している。

終章では、論全体のまとめとして、各章の考察を通じて明らかになった事柄を再確認し、各伝承を貫く大きな上代文学の流れについて目を向けている。その上で、上代の文学においては、婚姻・出生伝承を語る際に、祖型となる神話や伝承を、新たに語り出そうとする主題のために書き換えて利用するが多く行われていたことを指摘している。

既存の話型の書き換えと利用は、第二章のマトノヒメや童女君の伝承、第三章の『風土記』の褶振説話や晡臥山説話、あるいは、第四章の『日本靈異記』のヨロヅノコや、石を出生した説話の例などに見られることがあらためて確認されている。

さらに、第一章のオホヤマツミやヨロヅハタヒメの伝承においても、『古事記』が、『日本書紀』とは異なる神話を展開させ、『日本書紀』のより古い伝承が、『古事記』の要求する新たな世界像の中で改変し、構築し直しされていることが確認されている。

こうした、婚姻・出生伝承の書き換えと利用は、時代の流れに伴う社会構造の変化や、伝承の担い手の変化によって行われたとされる。

上代文学の各作品は、編纂の経緯や意図、あるいは編者を異にしており、そのため一見、相互に関わりがないかのように見えるが、それらを文学史的な流れの中に置き、鳥瞰的に眺めることで、既存の伝承や話型が、それぞれのテキストで必要とされる形にモデルチェンジされていることが確かめられている。

古代の人々の神話や伝承といった文学的な営為の中に、古代の人々の世界の組み立て方が現れており、自らのよって立つ世界を前時代とのつながりの中で立ち上げていくことが、その具体的な方法であることを、上代文学に記された婚姻・出生伝承の中に確認したこ

とを最後に述べて、本論文のまとめとしている。

## 審査の結果の要旨

本論文は、序章、終章を含め全七章十二節からなる。その目的は、上代文学に記された婚姻・出生伝承を読み解くことで、その背後にある世界観を明らかにし、それぞれの伝承を文学史の流れの中に位置づけようとするところにある。記紀、風土記等の特徴ある伝承について、手堅い考察を展開している。

第一章では、記紀神代の伝承、具体的には、オホヤマツミとヨロヅハタヒメの伝承を取り上げ、その分析を通じて、記紀の神話体系の相違について述べる。オホヤマツミの論では、『古事記』天孫降臨条におけるオホヤマツミが男神であるのに対して、『日本書紀』第九段本文では女神とされていることに着目、皇統譜形成の意識の違いを見ることで、『古事記』が『日本書紀』よりも整理が進んでいることを論じる。ヨロヅハタヒメの論では、天孫降臨神話に二系統があり、『古事記』がそれらを統合して、アマテラス神話に属するヨロヅハタ系女神を、新たにタカミムスヒの娘に作り替えていることを指摘する。どちらも紀前記後説を補強する論だが、従来、ほとんど取り上げられることのなかつたヨロヅハタヒメに着目したことは、きわめて高く評価しうる。記紀の成立をめぐる議論に、確かに一石を投ずる意味をもつ。

第二章では、記紀人代の伝承、具体的には、ヒバスヒメ、マトノヒメ、童女君の伝承を取り上げる。その上で、これらの伝承においては、神話的、旧秩序的な世界が否定され、そこに新たな観念が持ち込まれることで、人代の話に相応しい整備がなされていることを指摘する。たとえば、『古事記』のヒバスヒメの論では、ヒバスヒメがサホビメより上位とされていることを、サホビメが旧秩序的なヒメヒコ制の象徴であったためと見る。これは、ヒバスヒメを息長氏系の出自ゆえと見る従来の説をさらに進めた理解であり、斬新な見方といえる。またマトノヒメの論でも、その死をやはり旧秩序の体現である姉妹婚の終焉と見る新たな解釈を提示しており、これまた高く評価しうる内容になっている。『日本書紀』雄略天皇条の童女君説話は一夜孕み譚だが、神代のコノハナノサクヤビメ神話の單なる再現ではなく、そこに滑稽譚的要素が加味されるなど、人代の物語に適合する改変が見られることを指摘する。いずれも厳密な論証によって、きわめて説得性の高いものになっている。

第三章では、風土記の伝承、具体的には①『播磨国風土記』の比礼墓説話、②『肥前国風土記』の褶振説話、③『常陸国風土記』の晡時臥山説話を取り上げる。①では風土記がワキイラツメをヒメヒコ制による在地の古い秩序世界を背負う存在として定位し、そこに記紀との相違が見られること、風土記と記紀はこの意味で相互補完的であることを示す。②では、風土記の説話が、神と巫女との神婚による神の子誕生の奇跡を説かず、神と巫女の死を通じて、中央王権との関係の中で、オトヒヒメコがこの地を象徴する像として造型されていく過程を明らかにする。③では、この説話が三輪山神話の話型を取りながら、その文脈においてそれを解体し、新たな祭祀の形態を創出していく過程の中にあることを示す。いずれも、在地の旧来の神話的な世界が、中央王権との緊張関係の中で変質を余儀な

くされ、新たな価値観に支えられた話へと変貌していく過程が丹念に論証されており、これまたきわめて説得性の高いものになっている。

第四章では、『日本靈異記』に見える伝承として、中巻三十一縁、中巻三十三縁、下巻十九縁、下巻三十一縁を取り上げる。神婚譚、あるいは異常出生や異常成長といった土着的な神話伝承が、仏教という普遍的な宗教によって作り替えられ、民衆教化の材料として用いられていくようになる道筋を具体的に論じている。『日本靈異記』が、神話的な世界を換骨奪胎し、仏教的な世界へと変貌させているとする点は、これまでにも多くの指摘がなされているが、本章では一つ一つの説話について、それを詳しく跡づけており、そこに見るべきものがあるといえる。

第五章は、『万葉集』卷十六・三八二一歌を取り上げ、その「嗤笑歌」<sup>しそうか</sup>としての独自性を、「嗤われる婚姻」という観点から追究する。卷十六の「嗤笑歌」で、女が女の行動を嗤うのはこの歌のみであることを指摘するが、こうした観点から、他の「嗤笑歌」との違いを明らかにしたのはこの論が嚆矢であり、その意味で高く評価することができる。

本論文の考察は、いずれも先行研究を十分に踏まえた上で、穩当な結論を提示している。全体として、古い伝承世界を改編・利用することで、新たな世界像が構築されていく過程が詳細に明らかにされている。その論証も実に的確であり、今後の婚姻・出生伝承の研究に際して、常に参観されるに値するだけの成果を挙げている。もっとも、第四章のいくつかの論では、結論が最初から明らかであるような部分もあり、すべてが新たな見方を提示したものとは言いがたいところもある。とはいえ、全体として見れば、日本上代の婚姻・出生伝承を、大きな視野から整理・考察しており、本論文の価値はきわめて高い。よって、審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位に相応しいものと判断する。

# **博士学位論文要旨集**

内容の要旨および審査の結果の要旨

第 21 集

平成29(2017)年12月14日

発行 二松學舎大学大学院  
編集 二松學舎大学 教学事務部 教務課  
〒102-8336 東京都千代田区三番町6番地16  
電話 03(3261)7406